

平成 26 年司法試験 公法系第 1 問

公法系 133.18 点 100 位／全受験者 8015 人・総合評価対象者 4396 人

1 設問 1

2 C 社の訴訟代理人としては、自然保護地域（以下「本件地域」  
3 とする）におけるタクシーの運行について許可制を定める本件  
4 条例は、C 社の職業選択の自由を侵害し、憲法 22 条 1 項に違  
5 反すると主張するべきである。

6 1. 本件地域におけるタクシー事業に新規参入する自由は、「職  
7 業選択の自由」として憲法 22 条 1 項により保障される。

8 そして、上記自由は、B 駅と本件地域との間の大きな運行  
9 により C 社に大きな収入源を与えることとなるから、C 社に  
10 にとって重要な権利である。

11 また、C 社の新規参入により、従来よりも低運賃のタクシ  
12 ーで本件地域を往復することができ、首都圏からの日帰り旅  
13 行も容易になり、観光振興に寄与することとなるので、この  
14 自由は重要な社会的価値も有する。

15 2. 本件条例は、本件地域におけるタクシーの運行について許  
16 可制を定めることにより C 社の職業選択の自由を制約してい  
17 る。

18 そして、一般に許可制は、職業選択の自由そのものの制約  
19 であり、職業の自由に対する強力な制限だから、①立法目的  
20 は重要な利益の保護にあることが必要である。

21 また、本件条例の輸送の安全の確保及び自然保護地域の豊  
22 かな自然の保護という消極目的に基づく規制であるから、社  
23 会経済政策に関係するところが少なく、規制の必要性・合理

1 性について裁判所が立法事実を踏み込んで審査することが可  
2 能である。したがって、②規制の必要性・合理性としては、  
3 職業活動の態様・内容の規制では立法目的を十分に達成でき  
4 ないことが必要である。そして、この②は、許可制自体だけ  
5 でなく、個々の許可条件ないし許可要件についても要求され  
6 る。

7 3. 確かに、本件条例の輸送の安全の確保及び自然保護地域の  
8 豊かな自然の保護は、それ自体として重要な公共の利益とい  
9 える(①)。また、この目的を達成するためには、許可制によ  
10 り新規参入者の適格性を判断する必要があるから、許可制が  
11 なければ立法目的を十分に達成することができない(②)。

12 しかし、以下の理由から、(ア)本件条例4条2号の営業所  
13 要件、(イ)4条3号口の運転者要件、(ウ)4条1号の車種  
14 要件は、②を満たさない。

15 まず、(ア)事業者がB市内に営業所を有している年数は、  
16 個々の運転者の運転能力と直接の関係がないため、これがな  
17 くても輸送の安全確保という立法目的を十分に達成すること  
18 ができる。

19 また、タクシーの運転者は運転の専門家としての経験によ  
20 り高度な運転能力を有しているから、本件地域の運行の経験  
21 がなくても、事故を起こす可能性が高いとはいえない。した  
22 がって、(イ)運転者要件がなくても、輸送の安全確保という  
23 立法目的を十分に達成することができる。

1           さらに、路線バスも排気ガスを排出するのだから、タクシ  
2           ーだけ車種を電気自動車に限定することに合理性はない。し  
3           かも、従来のガソリン車より燃費がよく排気ガスの排出量が  
4           少ないハイブリット車もあるのだから、(ウ)車種要件がなく  
5           ても、自然保護地域の豊かな自然の保護という立法目的を十  
6           分に達成することができる。

7           よって、本件条例は、憲法 22 条 1 項に違反し違憲である。

## 8   設問 2

9   1. 被告側は、C 社は A 県でタクシー事業を行うことができる  
10       のであるから、本件条例は、A 県内でのタクシー事業を行う  
11       場所を制約するという、職業活動の態様・内容の制限に過ぎ  
12       ないと反論する。

13       しかし、新規参入する際には、その場所での採算も考慮し  
14       たうえで参入する場所を決めるものである。そして、C 社が  
15       A 県でのタクシー事業への新規参入を決定したのは、B 市の  
16       本件地域に着目し、B 県に首都圏に直結すると急列車の乗り  
17       入れが新たに決まり、観光客の増加が見込め、B 駅から低運  
18       賃で運行することでより多くの観光客の獲得を期待できると  
19       考えたからである。それゆえ、本件地域でのタクシー事業が  
20       行えなくなれば、新規参入の動機であった A 県内で最大の利  
21       益が見込める本件区域への運行ができなくなり、事業の採算  
22       がとれず、A 県におけるタクシー事業に新規参入すること自  
23       体を断念せざるを得なくなる。

1           したがって、本件条例は、C社の職業選択の自由を制約す  
2           るといえる。

3           2. 被告側は、本件条例の制定過程からして、立法目的は、本  
4           件地域におけるタクシー事業をB市のタクシー事業者に独占  
5           させることでB市のタクシー事業者を保護するという積極目  
6           的にあるといえるから、規制の必要性・合理性についての判  
7           断が著しく不合理であるといえない限り、憲法22条1項に  
8           違反しないと反論する。

9           確かに、C社の新規参入により、B市内のタクシー事業者  
10          の収入が減少して過酷な運転業務を強いられることとなるお  
11          それがある。そして、本件条例の制定に当たっては、A県に  
12          本社のあるD自動車会社だけが車種要件を満たす電気自動車  
13          を製造・販売していることも考慮されており、B市に営業所  
14          を構えるタクシー会社の多くは、本件条例の車種要件を満た  
15          す電気自動車を既にD自動車会社から購入している。それゆ  
16          えに、事実上、車種要件を満たすのはB市のタクシー事業者  
17          だけとなり、本件地域におけるタクシー事業はB市のタクシ  
18          ー事業者により事実上独占されることとなる。

19          しかし、本件地域におけるタクシー事業はB市のタクシー  
20          事業者により事実上独占させようとしたのは、本件区域にお  
21          ける交通事故の多くは本件地域の道路に不慣れな運転者によ  
22          るものであることにかんがみ、本件地域におけるタクシー事  
23          業を本件地域の道路の運転に慣れているB市のタクシー事業

1 者に事実上独占させることで、輸送の安全確保を図るため  
2 である。したがって、B市のタクシー事業者による事実上の独  
3 占は、輸送の安全確保を図るための手段であって、立法目的  
4 は輸送の安全確保という消極目的である。

5 3. 被告側は、(ア)営業所要件・(イ)運転者要件については、  
6 観光バスという運転の専門家も交通事故を起こしているため、  
7 交通事故を防止するためには本件区域での運転の経験が不可  
8 欠であるから、この要件がなければ輸送の安全という立法目  
9 的を十分に達成することができないと反論する。また、(ウ)  
10 車種要件については、路線バスの車種を規制しないのは路線  
11 バスはタクシーに比べて本数が少ないからであり、タクシー  
12 については車種要件を設けなければ自然保護地域の豊かな自  
13 然の保護という立法目的を十分に達成することができないと  
14 反論する。

15 しかし、観光バスは車体が大きく、しかも車高が高いため、  
16 道幅が狭く片方が崖で曲がりくねった本件区域の道路では車  
17 体を制御しきれず、見通しの悪さも相まって事故を起こすの  
18 である。これに対して、タクシーは車体が小さく、車高も低  
19 いため、運転経験により裏付けられた高度の運転技術に基づ  
20 く細かいハンドル操作により車体を制御することで、交通事  
21 故を回避することができる。実際に、本件地域における交通  
22 事故のほとんどは、自家用車と観光バスによるものであり、  
23 これにタクシーは含まれていないことからこのことがうか

1  がえる。したがって、(ア)(イ)の要件がなくても輸送の安  
2  全確保という立法目的を十分に達成することができる。

3  また、(ウ)車種要件がなくても、ハイブリッド車でも一定  
4  の範囲で排気ガスによる原生林の損傷を抑えることができる  
5  し、排気ガスの計測を行い、計測結果に基づき運行量の規制  
6  をするという事後規制によって自然保護地域の豊かな自然の  
7  保護という立法目的を十分に達成することができる。

8  よって、本件条例は、憲法 22 条 1 項に違反し違憲である。

9  以上